



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第643号 令和5年11月7日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
500	歳入の指定納付受託者を指定した件	総合政策課
501	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
502	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
503	同	同
504	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課
505	道路の供用を開始する件	道路整備課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
119	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
120	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
121	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
122	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第五百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者をふるさと徳島魅力創造発信事業に係る寄附金の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号 楽天クリムゾンハウス	令和五年十月十二日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町二番一四N E . S .ビルN棟二階	同 九月十三日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町一番三	同

徳島県告示第五百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日		廃止の年月日	
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭間四七番地	訪問介護ステーションゆう	小松島市中田町字狭間四七番地	訪問介護	令和五年八月二十九日	令和五年九月三十日			
同	同	訪問介護ステーション藍	徳島市名東町一丁目九一番地	同	同	同			
社会福祉法人阿南市社会福祉協議会	阿南市富岡町北通三三番地一	阿南市社協デイサービスセンター秋桜荘	阿南市羽ノ浦町岩脇中地一二番地の一	通所介護	同十八日	同			
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭間四七番地	デイサービス天満ウエルネス二軒屋	徳島市南二軒屋町一丁目一番一六号	同	同二十九日	同			

徳島県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
鳴門市大麻町 東部姫田土地改良区	令和五年十月二十二日

徳島県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
板野郡藍住町 中島用水土地改良区	令和五年十月十六日

徳島県告示第五百四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年十一月七日から同年十二月七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

三好市東祖谷栗枝渡二八一の一九

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

徳島県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 1	鳴門公園	鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山 一一八番二〇二地先から 同 一一八番二八六地先まで	九八・三	令和五年十一月七日

徳島県選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党徳島県第一選挙区支部	仁木博文	郡 淳貴	徳島市南末広町四・八八・一	衆議院議員		令和五年十月十三日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平原美和後援会	明本恵一	明本恵一	勝浦郡上勝町大字傍示字下地一〇九番地	令和五年十月十三日

徳島県選挙管理委員会告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
宮本けいこ後援会	滝 千春	会計責任者の氏名	小林美信	木内孝明	令和四年十一月三十日
前田晃良後援会	前田義範	会計責任者の氏名	南條博三	前田輝勝	令和五年九月二十九日
吉田和男後援会	吉田和男	代表者の氏名	吉田和男	田中博幸	令和五年十月三日
南部とおる後援会	南部透	会計責任者の氏名	桑村善彦	南部 巍	令和四年十月十三日

徳島県選挙管理委員会告示第百二十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年十一月七日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊 勢 政 二 後 援 会	伊 勢 多 恵 子	令和五年九月二十九日
明 本 恵 一 後 援 会	明 本 恵 一	令和五年十月七日

徳島県選挙管理委員会告示第百二十一号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年十月五日から適用する。

令和五年十一月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表55の項中「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」を「徳島赤十字ひのみね医療療育センター」に改め、回表147の項中「介護医療院名東」を「名東天満介護医療院」に改める。

三の表3の項中「徳島赤十字障がい者支援施設ひのみね」を「徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属支援施設」に改める。